

佐賀県告示第 375 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 30 年 9 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------------|-------------------------------------|------------------|
| おぎ薬局 | 小城市小城町 280 番地 6 | 平成 30 年 4 月 30 日 |
| さかえまち整形外科 | 佐賀市栄町 2 番 8 号 J A 佐賀市中央ビル 2 F ・ 6 F | 〃 |
| 伊万里こころ歯科 | 伊万里市黒川町塩屋 227 番地 1 | 〃 |
| ひらまつ在宅療養支援診療所 | 小城市小城町 723 番地 24 | 平成 30 年 5 月 31 日 |